

令和4年度「南北後潟館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

南北後潟館については、南北後潟館管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年1月10日

施設名	南北後潟館
設置目的	農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため、農村環境整備共同利用センターを設置する。
所在地	青森市大字後潟字平野17番地7
指定管理者	【名称】南北後潟館管理運営協議会 【代表者】会長 大科 武雄 【住所】青森市大字後潟字平野17番地7
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果	
		適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか、苦情処理の体制は明確か。	○	
	利用促進の取り組みがなされているか。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、適切といえる。
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp